第
2435
号
（2－2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2003年)平成15年12月 8日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♤ 消費税の課税期間の特例

**Q**：平成15年度改正で消費税の課税期間の特例が新設されたそうですが、概要を教えて下さい。

**A**：1ヵ月を一つの課税期間とする課税期間の特例が新設されました。

【解説】

消費税の課税期間は、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度とされており、特例として3ヵ月ごとを一つの課税期間とするものが認められています。今回の改正で、これまでの3ヵ月ごとの課税特例の他に、1ヵ月ごとを一つの課税期間とする期間の特例が新設されました。

この課税期間の特例は、主に輸出取引の多い貿易業者など消費税の還付を経常的に受ける事業者などに利用されていますが、1ヵ月の課税特例が設けられたことにより、これらの事業者の資金繰りにメリットが生じるものと思われます。

これらの特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間（3ヵ月ごと又は1ヵ月ごとに区分された期間）の開始の日の前日までに、「消費税課税期間特例選択適用届出書」又は「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出しておく必要があります。

なお、1ヵ月を課税期間とする特例は、個人事業者にあっては平成17年分から、法人にあっては平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から、それぞれ適用することができます。